

氏名(本籍)	あかし のりお 明石紀雄(東京都)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博乙第1,100号		
学位授与年月日	平成7年7月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	歴史・人類学研究科		
学位論文題目	アメリカ合衆国建国精神についての研究 —トマス・ジェファソンの「自由の帝国」の理念を中心に—		
主査	筑波大学教授	Dr. phil.	和田 廣
副査	筑波大学教授	Ph. D.	池田 裕
副査	筑波大工助教授	博士(文学)	小野澤 正喜
副査	筑波大学教授		中川 文雄
副査	共立女子大学教授	Ph. D.	井出 義光

論 文 の 要 旨

本論文は、トマス・ジェファソン(1743~1826)がアメリカ合衆国の建国精神である「自由の帝国」の理念を如何に構築し、その理念を如何に実現しようとしたかを検討することを目的としている。その視点は、ジェファソンの理念的基盤を「啓蒙主義」、「田園主義」及び「共和主義」に求め、その理念の実現の過程を「アメリカ独立宣言」(1776)からヴァージニア大学設立(1819)までのジェファソンの公的生涯の主要部分に焦点を当て検討している。

本論文は、序章、第1部「理論」、第2部「実践」、終章「ジェファソンの今日的意義」及び補遺「ジェファソンのモンティチェロー建国初期文化の一樣相」からなる。各章の注は巻末にまとめられ、巻末に主要参考文献が付されている。

序章では先ず「自由の帝国」の理念がジェファソン及び彼の同時代人によってどのように提唱されていたかが明らかにされる。この理念は、当時のアメリカ合衆国の実像を反映すると言うよりは、寧ろ到達すべき、修正可能な将来像を表すものと意識されていたことが強調される。次にジェファソンの思想形成が主として「ヴァージニア覚え書き」を詳細に分析することにより跡づけられる。この時点で既に、理想主義者と現実主義者としての両面を持つジェファソンの矛盾と曖昧さが鋭く指摘されている。序章の締めくくりとして彼の公的生涯の概観が行われ、本論文全体の枠組みが明らかにされる。

第1部「理論」では、「自由の帝国」の理念が「啓蒙主義」(第1章)、「田園主義」(第2章)及び「共和主義」(第3章)よりなる事が示される。そこでは科学的、哲学的且つ合理的思潮である「啓蒙主義」が、如何に彼の宗教観及び人種観に影響を与えたかが明らかにされる。自然と人間社会の調和的共存を求める「田園主義」はヨーロッパに対する新大陸の存在意義として強調される。そして彼が具体的統治形態として抱いていた「古典的共和主義」が実は社会変革の道徳的基盤でもあった点が強調されている。こうした彼の考えは「アメリカは世界最善の希望である」という観念にまで昇華される。

第2部「実践」は以下の11章よりなるが、そこで取り上げられている11の歴史上の事件を通してジェファソンが如何に「自由の帝国」の理想を実現しようと努力したか、またその過程で矛盾に陥り、偏狭なナショナリストに変貌して行ったかが述べられる。

第4章「アメリカ独立宣言」では、建国の祖父の一人であるジェファソンが人類の歴史における自由の章典として評価される「独立宣言」の起草では文筆家・思想家として中心的役割を果たし、第2回大陸会議での採択に多大の貢献をなした事が論証される。続く第5章「法改正」では、新国家建設のために不可欠であった旧植民地内部の法改正、即ち「長子相続制」と「限嗣相続制」等の前近代的制度の廃止に彼が如何に努力したかが明らかにされる。アメリカ合衆国において政教分離の原則が確立される上で極めて大きな影響をもたらすことになる「ヴァージニア信教自由法」(第6章)では、公定教会制度の廃止から同自由法成立までの歴史的過程が詳細に検討され、この法律が後に思想、言論及び表現の自由の擁護のための理論的根拠となったことが強調される。まさにジェファソンの「自由の帝国」の礎ともいえる法律であった。フランス革命の勃発時にジェファソンは駐仏大使としてパリに滞在し、流血のフランス革命と自由の革命を比較し、熱烈な共和主義者として、フランスはアメリカが将来避けるべき教訓を残した、と確信する(第7章「フランスのジェファソン」)。1798年の「ケンタッキー決議」(第8章)は、同年連邦議会によって制定された「外人法・扇動法」と呼ばれた一連の法律に対する抗議声明であったが、その制度はアメリカ合衆国における言論・思想の自由に対する重大な挑戦であった。本章ではこれらの法律の制度が、共和派對連邦派の党派争いに深く関連したものである事を解明する。そして1800年ジェファソンは共和派から出馬し、第3代大統領に選出される。第9章「1800年の革命」では、アメリカにおける政党政治が開始されることになるこの選挙の過程が、共和主義の理念の実現と併せて詳細に解説される。大統領就任後のジェファソンが採った政策の内、「ルイジアナ購入」(第10章)、「バー裁判」(第11章)、「出港禁止法」(第12章)がテーマに選ばれている。ルイジアナ購入はジェファソンの大統領任期中最大の業績であって、本章ではその構想・立案及び実現に至る歴史的意義について検討されている。同時にルイジアナ購入における憲法上の問題に対しては、ジェファソンが理念よりも現実的利益を優先させた点が鋭く指摘されている。1806年、合衆国の西部領土の分離・独立及びスペイン領メキシコへの遠征を意図したとして、アロン・バーが反逆罪で訴えられた「バー裁判」では、ジェファソンは大統領として三権分立の原則に違反してまで訴訟を指揮した、として当時もまた今日も批判されている。この第11章では、崇高な目的のためには如何なる方法も許される、とするジェファソンの発言と行動及び彼の判断が批判的に検討される。同様なジェファソンの姿勢は、外国船を含め全ての船舶の自国の港からの出港を禁止もしくは制限する「出港禁止法」(1807)にも見られる。本章では、理想主義的な要素を多分に擁していたこの法律が本来の目的を達成できなかった原因を、ジェファソンの思想と行動における矛盾に求め、彼の挫折の過程を追求する。大統領を退いた後のジェファソンの公的活動として、「ミズーリ論争」(第13章)と「ヴァージニア大学」(第14章)が選択される。ミズーリが独立州としてアメリカ合衆国に加わることについての論争は、なにかんずくアメリカにおける奴隷制存続が容認されるか或いは廃止されるかという問題に深く関わっていた。本章ではこの問題を政治的利害関係・人道主義的側面から検討するが、ジェファソンは政治的には反北部的セクショナリズムにとらわれ、奴隷問題を直視せず、これを回避していたことが論証されている。そしてジェファソン最後の公的活動としてヴァージニアに州立大学の設置の経過が詳細に検証される。そして終章において、ジェファソンの「自由の帝国」の理念の歴史的意義と今日何をもって「ジェファソンの遺産」と見なしうるかが検討される。

審 査 の 要 旨

本論文では、「自由の帝国」の理念が、具体的な政策目標であるよりも、理想的な国家もしくは社会の到達すべきヴィジョンとして存在したこと、そしてジェファソン自身がその優れた象徴であったと同時に、彼のヴィジョンに内包されていた限界と問題点の故に破綻し、偏狭なセクショナリズムに陥っていった、とする解釈は斬新である。特に挫折者としてのジェファソンの解明は深い学問的示唆に富んだ、従来の常識に対する挑戦と言える。ここに本論文の豊かな独創性が見られる。本論文では膨大な数にのぼる一次史料が精査され、多岐に渉る二次文

献の渉獵が行われ、著者の主張が裏付けられている。ここには従来の政治史、憲政史、社会経済史の枠組みを越えて、アメリカ合衆国の建国精神の本質を総合的に解明しようと努力した成果が認められる。本論文は、本邦における初の体系的なジェファソン研究であるのみならず、従来のジェファソン研究の集大成とも言える労作であり、本論文が、内外における今後のジェファソン研究の一大指標となるものと評価できる。

しかし、本論文には以下に指摘する若干の問題点も残されている。第1に、独立・建国期は一般に「アメリカ革命」として時代区分され、それが社会革命であったか否かが問われる。しかし本論文ではこの時代区分に従わなかった結果「独立・建国」という国家統合のテーマは明らかにされたが、社会構造の変化についての考察が問われる所である。第2に、本論文はジェファソンの公的生涯に焦点を絞っているが、しかし彼の私的生涯の検証及び彼と同じジョージ・ワシントンのような建国の祖父達との比較・検討がさらに望まれる所であろう。第3に、本論文では先行研究を踏まえ、総合的解釈を試みるあまり、分析に齟齬が見られ、「理論」と「実践」の2部構成も、整合性という点でやや問題を残している。

本論文は、このように残された課題が若干あるにしても、博士論文として学問的独創性は十分にあり、学界への貢献も大いにあるもの、と認められる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。